

通行人の主婦を襲う「通り魔 / 当り屋 犯罪企業一味」			
第1編 詐欺犯罪確定			
訴訟襲撃と襲われた主婦側防戦の記録			
訴訟資料群 --- カーマカの命令があると保険会社は此処までやります			
●判決確定、自ら詐欺犯罪を裁判所訴訟判決で既遂とした(やっちゃった!)			
資料INDEX			
a	加害者から被害者への求償金訴訟	犯罪所 犯事犯決	H24.6.20
	加害者から被害者への債務不存在請求		
b	現場写真、事故状況、事故証明	事実	
c	ご通知	詐欺犯罪費用清算 / 犯罪確定 (犯罪の果実獲得)	2012.2.1
d	富士重工業㈱。日本興亜損保アライアンス	犯罪企業群全般 イメージ説明・解説	2012.8.26
e	富士重工業㈱主婦襲撃事件の責任	通り魔重工業への質問 (4回目)	2012/1/4
f	同上への回答	総務部回答 / 自分で電話回答したことくらい責任取れば? (当然通話記録あり、衝突部品も保管してます。)	H24.1.16
g	日本興亜損保㈱主婦襲撃事件の責任	当り屋保険への質問	2012/1/4
h	同上への回答	詐欺弁護士経由で回答あり・企業ぐるみの鮮明な証拠をゲット	H24.2.20
i	富士重工業と協業した主婦襲撃事件共生捜査の件	支払いの根拠請求 (犯罪の根拠請求の捨石/御指導あり)	H24.3.16

通常、普通の大手企業は金額の大小を問わず 訴訟行為の不具合が企業の存亡に関わる場合があり、この危険を回避する為訴訟は本社法務部長の決済事項にしているはず。この通り魔一味企業は日常的に八百長訴訟をする為これらのノウハウ機能を備えていない模様である。泣寝入り被害者が沢山いるでしょうね。

一味共犯の犯事判決、保険会社の代書屋の代筆
訴訟資料に無い斬新な内容が多く出てくる
詳細は別途記載、尚、内容は全て虚偽

此处で一味は詐欺の果実をゲット
犯罪が未遂から既遂担った証明
です。

平成24年7月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 竹内

平成24年(イ)第128号 損害賠償反訴請求事件 (甲事件)

平成24年(イ)第108号 求償金請求事件 (乙事件)

口頭弁論終結日 平成24年6月20日

判 決

群馬県

甲 事 件 反 訴 原 告

群馬県

乙 事 件 被 告

群馬県高崎市

甲 事 件 反 訴 被 告

井 陣

東京都千代田区霞が関三丁目7番3号

乙 事 件 原 告

日本興亜損害保険株式会社

同 代 表 者 代 表 取 締 役

宮

上 記 2 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

崎

幸

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

岸

小

主 文

司法修習までしてから
詐欺しなくても、オレ
オレ詐欺の方が早いよ
ね。犯罪レベルは同
様、みっともない弁護
士を語る詐欺師群。

詐欺がメインの弁護士
稼業、皆さん目指すの
止めましょうね。

- 1 甲事件反訴被告は、甲事件反訴原告に対し、12万2664円を支払え。
- 2 甲事件反訴原告のその余の請求を棄却する。
- 3 乙事件被告は、乙事件原告に対し、5万0017円及びこれに対する平成23年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 乙事件原告のその余の請求を棄却する。 負け側の負担が少ない?
- 5 訴訟費用は、甲事件に生じた費用はこれを4分し、その3を甲事件反訴原告の、その余を甲事件反訴被告の負担とし、乙事件に生じた費用はこれを5分し、その2を乙事件原告の、その余を乙事件被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 甲事件

- (1) 甲事件反訴被告は、甲事件反訴原告に対し、44万1920円を支払え。
- (2) 訴訟費用は甲事件反訴被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

2 乙事件

- (1) 乙事件被告は、乙事件原告に対し、7万5027円及びこれに対する平成23年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は乙事件被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

第2 事案の概要

- 1 乙事件被告運転の乗用自動車（以下「 車両」という。）と甲事件反訴被告運転の乗用自動車（以下「 井車両」という。）が衝突する交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

甲事件は、 車両の所有者である甲事件反訴原告が、甲事件反訴被告に対し、民法709条に基づく損害賠償請求として、本件事故により発生したと主張する損害44万1920円の支払を求めた事案である。

此のオッサン何の関係もないし、保険は別の車のだよ本当に。

乙事件は、訴外 井哲（以下「訴外哲」という。）との間で自動車保険契約を締結していた乙事件原告が、同保険契約に基づき、甲事件反訴被告に対して車両保険金として25万0089円を支払ったところ、乙事件原告が、乙事件被告に対し、保険代位に基づく請求として、本件事故における甲事件反訴被告の過失割合の範囲内の7万5027円及びこれに対する保険金支払日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

本事故と無関係車の保険

なお、甲事件の本訴（平成24年(イ)第81号債務不存在確認請求事件）は訴

えの取下げにより終了した。

2 前提事実（当事者間に争いが無い事実又は文章末尾に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 本件事故の発生（甲1）

ア 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分ころ

イ 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11 群馬県道10号線前橋安中富岡線 棟高東交差点付近（以下、この交差点を「本件交差点」といい、本件事故のあった群馬県道10号線を「本件道路」という。）なお、本件事故現場付近の概要は、別紙図面のとおりである。

ウ 車両 小型乗用自動車（高崎500 ）（乙4）

エ 同所有者 甲事件反訴原告（乙4）

オ 同運転者 乙事件被告

カ 井車両 普通乗用自動車（高崎330 800）（乙1）

キ 同所有者 甲事件反訴被告（乙1）

ク 同運転者 甲事件反訴被告

ケ 事故態様 西方面から東方面に通じる本件道路の2車線のうちの右折専用の第2車線（以下「第2車線」という。）において、第2車線を西方から東方に向けて走行していた乙事件被告が運転する 車両と第1車線（以下「第1車線」という。）から第2車線に車線変更をした甲事件反訴被告が運転する 井車両が衝突した。

(2) 訴外哲と乙事件原告は、平成22年6月26日ころ、乙事件原告を保険者とし、保険期間を平成22年7月17日から平成23年7月17日まで、車両保険金額を150万円とするなどの内容の自動車保険契約を締結した（甲5, 8）。 この時事故車は別人が所有し別の登録番号が付いている

(3) 本件事故により 井車両が損壊し、平成23年4月9日、乙事件原告は、甲事件反訴被告に対し、上記自動車保険契約に基づき修理代金として車両保険金25万0089円を支払った（甲5ないし8、弁論の全趣旨）。

(4) 本件事故により 車両が損壊し、修理代金15万3330円が生じた。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 本件事故の事故態様及び甲事件反訴被告と乙事件被告の過失割合

(甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張)

本件事故は、本件事故現場の右折専用車線を徐行で進行していた 車両に、 井車両が第1車線から右折専用車線に発進し、 車両に追突して生じたものであるから、本件事故発生についての過失責任は、乙事件被告にはなく、甲事件反訴被告のみにある。

(甲事件反訴被告及び乙事件原告の主張)

本件事故は、甲事件反訴被告（ 井車両）が車線変更をしようとしたところ、乙事件被告が運転する 車両に衝突したものであり、本件事故の過失割合は、控え目に検討しても、甲事件反訴被告70パーセント対乙事件被告30パーセントとするのが相当である。

(2) 甲事件反訴原告の損害

(甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張)

甲事件反訴原告の損害は、次のとおり、合計44万1920円である。

ア 車両修理費用 15万3330円

イ 代替車両使用料 7万5600円

ウ 内容証明他費用 3万2990円

エ 損失費用 18万0000円

(甲事件反訴被告及び乙事件原告の主張)

ア 車両修理費用については認める。

イ 代替車両使用料は否認する。乙第5号証の6は が作成したもので証

抛価値はない。

ウ 内容証明他費用は否認する。そもそも請求できる損害項目ではない。

エ 損失費用は否認する。どのような法律構成によるものか不明である。

(3) 甲事件反訴被告の損害

(甲事件反訴被告及び乙事件原告の主張)

井車両修理費用 25万0089円

(甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張)

井車両修理費用のうち、右ヘッドランプユニット及び右フロントホイールオープニングモールの各損傷は本件事故による損壊ではないから、その分の修理費用10万0100円は、本件事故による損害ではない。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、証拠（甲1ないし3、5ないし10、乙1ないし4（枝番号を含む）、5の1、5の5、5の6、7の5、8の3ないし5、9ないし13（枝番号を含む）、14の1、14の5、14の6、16の5、17の3ないし5、20ないし23（枝番号を含む）、25）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件道路は1車線の道路であるが、本件交差点の西側手前で、同交差点を右折する車両専用第2車線が設けられ、誘導線があつて分岐し、2車線に増車線されている。本件交差点の南西側路外にはコンビニエンスストアがある。

罪犯所 犯事の代書屋無理な発想すぎだね

(2) 本件事故前、井車両は、本件道路の第1車線を三ツ寺町方面から菅谷町方面に向けて走行し、本件交差点の進行方向の信号機が赤色を示し、井車両の前を走行していた前車数台が停車したため、井車両も停車した。

その後、甲事件反訴被告は、本件交差点右手前の路外にあるコンビニエンスストアに立ち寄ろうと考え、第1車線から第2車線に進路を変更し、更に右折して、そのコンビニエンスストアの駐車場に入ろうと考えていた。

前車に続き停車後、甲事件反訴被告は、井車両の方向指示器で右折の合図を出し、ハンドルを右に切って右側車線の第2車線に右斜めの角度で進入した。

此处から福島町に行く人無し、代書屋が誤認・福島町は手前の三ツ寺交差点、準備書面に福島町は出てこない。

他方、車両は、福島町方面に行くため本件交差点を右折する予定であり、本件道路が1車線から右折専用の第2車線に分岐する誘導線に従って第2車線に進入し、その付近で、本件交差点の信号機が赤色を示したため、減速して徐行程度まで速度を落とし、その後、停止線付近まで進行しようとしていた。

第一こんな内容どこにも書いていない、ガ-空想

- (3) 本件事故は、上記第2車線の分岐したところから4車両分くらい（おおよそ15ないし20メートル程度）本件交差点側に進んだ地点で、徐行程度の速度で本件交差点手前の第2車線の停止線付近まで進行しようとしていた

車両の左後部角と、第1車線で前車に続き停車していたところを、路外施設に進入するため第1車線から第2車線に進路変更をした上で右折しようとした新井車両の右前部角とが衝突したものである。なお、この本件事故の地点は、第1車線と第2車線の車線変更は禁止されている区間ではなかった。

本件事故により、新井車両の右ヘッドランプユニット及び右フロントホイールオープニングモールも損傷した。

物理的にこの事故では当れない、衝突部に届かない

- (4) 上記認定に反する甲第10号証、乙第20号証及び第21号証（枝番号を含む）の各陳述書の一部は採用できない。

- 2 上記認定の事実にかんがみれば、甲事件反訴被告について、前後方及び右方の安全確認を怠って右方に進路をとって進行し始めた過失があることは明らかであり、他方、乙事件被告についても、左方や左方前方の安全確認を怠って進行した過失があったというべきである。

追突された通過完了車両の前方不注意の斬新な概念

以上のとおり、本件事故について乙事件被告、甲事件反訴被告共に過失があったものであるが、それに加え、本件事故が、井車両が前方の信号に従い停車していて右にハンドルを切って発進した直後に発生していることから井車

異様な判決、この判決道路交通法知らない人記述、何故方向指示器が認められるのか根拠無し、捏造判決。

両の本件事故時の速度はそれほど高速でないと認められること、上記認定のとおり、車両が徐行程度の速度で進行していたこと、本件事故の衝突部位が車両の左後部角と井車両右前部角であること、甲事件反訴被告が右折の方向指示器を出したのが、井車両が信号停車した後であると認められることに照らすと、甲事件反訴被告は右折しようとする地点から30メートル手前の地点で方向指示器による合図を出したとは認められないこと（道路交通法53条1項、2項、同法施行令21条参照）、甲事件反訴被告は、右折の方向指示器を出してすぐに第2車線に進入したと認められること、そのような方向指示器の出した時期にかんがみると、乙事件被告が井車両の方向指示器の認識を怠った過失の程度は減じられ、他方、甲事件反訴被告の過失の程度は増すと考えられ、これらの事情に照らすと、乙事件被告と甲事件反訴被告の過失割合は20対80と認めるのが相当である。並の小学生が読んだら腹抱えて笑うよねこの嘘記述。

この点、甲事件反訴原告及び乙事件被告は、本件事故は追突事故であるから、乙事件被告（車両側）に過失はない旨主張するが、前記認定のとおり、本件事故の発生場所は、車線変更が特段禁止されている場所ではないことからすると、第1車線から第2車線に進路変更する車両が存在する可能性は十分あり、また、第2車線を進行してきた乙事件被告は、その存在を認識することも可能であったと認められ、追突車両のみが基本的に過失があると認められる追突事故の形態とは異なるといえ、上記の点で乙事件被告の過失があるといわざるを得ないから、上記甲事件反訴原告及び乙事件被告の主張は採用することはできない。後ろから追突で押込まれたのに、過失だって一味の犯事

3 以上によれば、本件事故による損害等は次のとおりになる。

(1) 甲事件反訴原告の損害について

ア 前記前提事実のとおり、車両の車両修理費用として15万3330円の損害が生じたと認められる。

イ 次に、代替車両使用料7万5600円については、本件事故による代車

の必要性・相当性について、これを認めるに足りる証拠はない。

ウ 内容証明他費用3万2990円については、交渉、連絡のための通信費にすぎないから、本件事故による損害とは認められない。

エ 損失費用18万円については、これを本件事故による損害と認めるに足りる証拠はない。

オ そうすると、結局、本件事故による甲事件反訴原告の損害は、15万3330円と認められる。

そして、車両を運転していた乙事件被告の過失割合は、前記認定のとおり20パーセントであるから、過失相殺後の損害額は、12万2664円である。

以上から、甲事件反訴原告の損害額は、12万2664円と認められる。

(2) 乙事件原告の請求について

前記前提事実及び前記1で認定した事実によれば、乙事件原告が、平成23年4月9日、甲事件反訴被告に対し、本件事故により破損した井車両の修理費25万0089円を支払ったこと（なお、前記認定のとおり、本件事故は、車両の左後部角と井車両の右前部角とが衝突したものであり、本件事故により、井車両の右ヘッドランプユニット及び右フロントホイールオープニングモールが損傷することも、上記衝突部位に照らして何ら不自然ではなく、同損傷も本件事故による損傷と認められる。）停まっていた車の外周にどうやってぐるりと傷入れの一味の犯事）、乙事件被告と甲事件反訴被告の過失割合は20対80であることが認められる。

したがって、乙事件原告は、保険代位により、井車両修理費25万0089円から甲事件反訴被告の過失割合80パーセントを減じた5万0017円（円未満切捨て）及びこれに対する保険金支払日の翌日である平成23年4月10日から支払済みまでの遅延損害金を請求できることになる。

第4 結論

以上の次第で、甲事件反訴原告の請求は主文第1項の限度で理由があるから

これを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却し、乙事件原告の請求は主文第3項の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条本文を、仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

高崎簡易裁判所

高崎簡易罪犯所、犯罪被疑者共犯一味

裁判官 神 田

罪犯官、詐欺申合わせ

代筆、日本興亜損害保険(株) でしょう

要するに保険会社、詐欺師と業界協議が出来ちゃって、判決は保険会社の代筆、バックマージンが幾らか知らないけど、程よく処理すれば、丸く皆が金になる構図。日本国の裁判システムも完全に東南アジアの一部のレベル。みっともないから、変な袈裟着て偉そうな対応するの止めればいいのに。

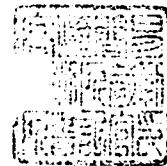
これは正本である。

平成24年7月18日

八百長 罪犯所、保険会社共犯
デキチャッタ犯事、北-ライター-犯
決代筆 当り屋保険。

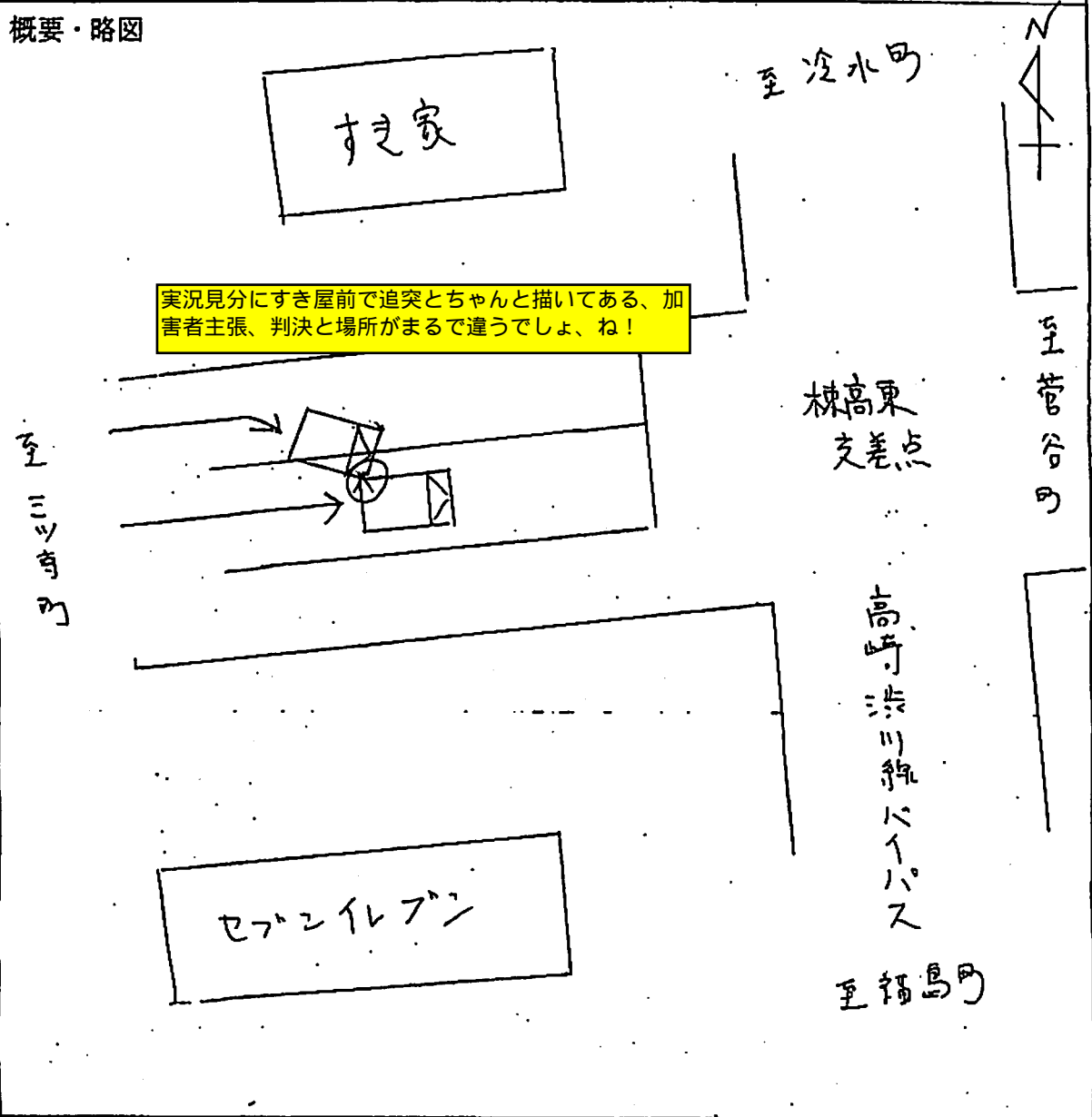
高崎簡易裁判所 1 係

裁判所書記官 竹 内



関係距離	—	m	—	m	関係距離	<input type="checkbox"/> 一時停止	<input type="checkbox"/> 駐車禁止	<input type="checkbox"/> 一方通行
	—	m	—	m		<input type="checkbox"/> はみ出し禁止	<input type="checkbox"/> 速度制限 (キロ)	
	—	m	—	m		<input type="checkbox"/> 警笛鳴らせ	<input type="checkbox"/> 徐行	<input type="checkbox"/> 信号機
	—	m	—	m		<input type="checkbox"/> 指定方向外進行禁止 (可)		
	—	m	—	m		<input type="checkbox"/> 車両進入禁止	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	—	m	—	m		<input type="checkbox"/> なし		

概要・略図



道路形状	交付近	路面状態	乾燥
昼夜別	昼	所管区	群馬交番
事故証明			
	第一当事者	第二当事者	
国籍			
用途別	自家用・代行車以外	自家用・代行車以外	
法令違反			
行政処分	平成 年 月 日	送付	<input type="checkbox"/> 第一当事者 <input type="checkbox"/> 第二当事者

様
様

保険会社代表取締役宛の書面の回答が
詐欺弁護士から来た、これで明確に企業
犯罪が証明できた。

2012/01/10

ご 通 知

2012年1月10日

〒370

群馬県高崎市

法 律 事 務 所

井陣

日本興亜損害保険株式会社 代理人

(TEL)

土

崎

幸



謹啓 平成22年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、
様が所有し、 様が運転する普通乗用自動車と、井陣が運転する普通乗用自
動車との間で発生した交通事故（以下「本件交通事故」といいます。）の件でご通知いたし
ます。

さて、 様から、当月4日、日本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）
に対し、「富士重工業（株）と協議した主婦襲撃事件の責任」と題する書面（以下「本件書
面」といいます。）をご送付頂きました。 **結果二重否定で全て肯定、やりましたと自白している**

本件書面の件に関します回答ですが、第1項から第3項までにお書き頂いているような事
実は一切ございません。従前米ご説明いたしております通り、当社において一定のお時間を
頂戴したのは、本件交通事故において保険契約が適用されるかどうかを確認するためであり、
それ以外の目的はございません。 **別の車両の保険遡及付け替え、事故後保険付け替え、保険金贈与調整のこと**

従いまして、第4項においてお書きいただいている「当方の要求」には応ずることはでき
ません。

なお、本件交通事故につきましては、御承知のように調停も不調に終わったことから、当
方より近々提訴させていただく予定であります。

当方と致しましては、今後とも、諸法令に則り、本件交通事故を適切に処理する所存です
ので、ご理解のほどよろしく願いいたします。 **保険会社ぐるみ当り屋、保険金詐欺のこと
犯罪予告**

敬具



斜め後方からの「明確な追突痕、後ろから押し込まないとこの傷にならない。樹脂部分の傷しかないから追突側アルミル外周にガリッ傷は付かない。ラフ 高さに傷が無い。便乗修理詐欺明確。


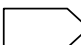
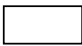


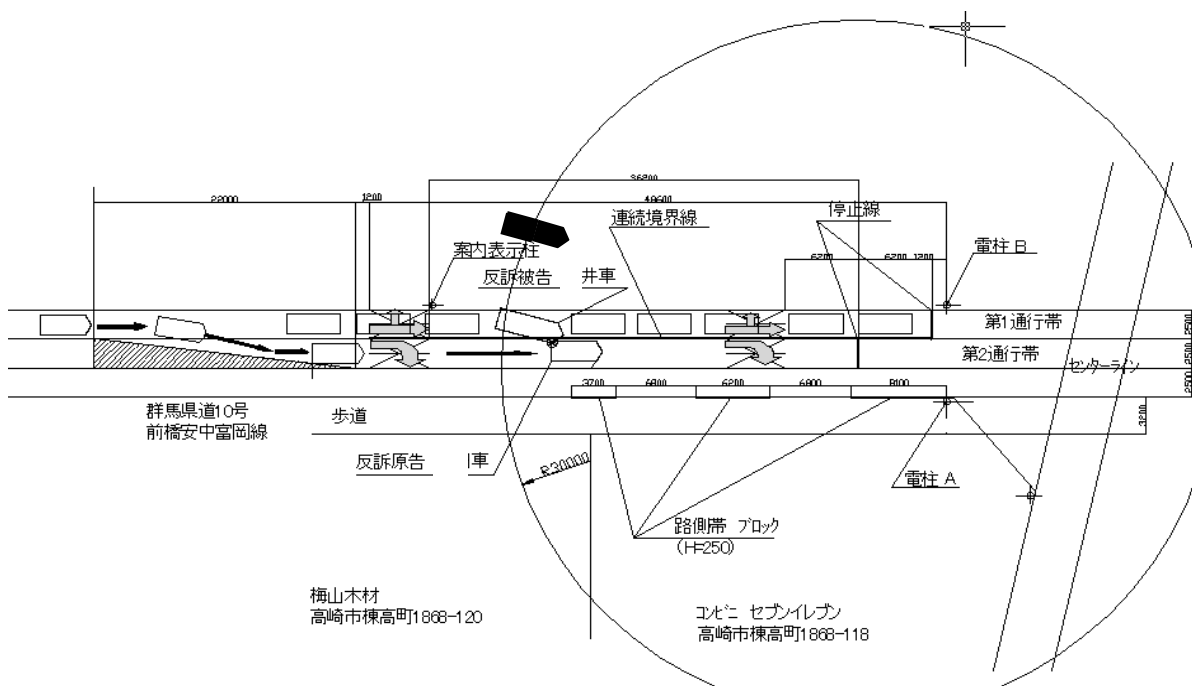
L型 後ろから追突・押込が明確だよ、誰が見ても！
この車から追突したら、後方に捲れ上がるよね！（そもそも後軸より後方を前進中横に出せない。）

(事故発生状況説明図)

事故発生状況説明

これが現実の当り方、
普通なら3日も有れば修理完了
停車されて通り魔襲撃に失敗
計画外で一味仲間割れ。

表示例	反訴被告者 (井車)	
	反訴原告者 (車)	
	信号停車車両	



上記図の説明

- 1 平成23年2月20日 午後5時8分ごろ、天候は良好。甲車は改造された普通乗用車（車高下、スモークシート張）、乙車は小型乗用車。
- 2 乙車は安中方面から棟高東交差点を右折し高崎方面に向かうため分岐点から第2通行帯を進行、前方赤信号点灯を視認、停止線停止の為減速徐行し進行した。
- 3 甲車は第1通行帯で 前後の車両とともに停止していたが 右前方をほぼ通過完了した 乙車の存在を確認することなく、コンビニを目指して右折のため急発進し乙車の斜め後方から追突し、後部バンパー端付近を損傷させた。

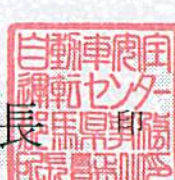
〒 3

交通事故証明書

住所
 申請者 氏名 様

乙第一号証

甲・乙・との続柄 本人・代理人

事故照会番号	高崎署 第1169号		甲・乙・との続柄 本人・代理人										
発生日時	平成23年 2月20日 午後 5時 8分ころ												
発生場所	群馬県高崎市棟高町1868-11												
甲	住所	群馬県高崎市 (市)								備考			甲・乙以外の当事者 無
	フリガナ氏名	イジン 井 陣		生年	平成		月日	男					
	車種	自家用 普通乗用自動車		車両番号	高崎33		800						
	自賠責保険関係	有り あいおいニッセイ同和損害保険		証明書番号	EK24139662								
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名)・歩行・その他											
乙	住所	群馬県 (市)											
	フリガナ氏名			生年			月日						
	車種	自家用 普通乗用自動車		車両番号	高崎500								
	自賠責保険関係	有り 東京海上日動火災		証明書番号	2L4057830								
	事故時の状態	○ 運転・同乗(運転者氏名)・歩行・その他											
事故類型	人対車両	車両相互					車両単独					踏切	不・調査中
		正面衝突	側面衝突	衝突	接	○	追	その他	転	路	衝		
<p>上記の事項を確認したことを証明します。</p> <p>なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。</p> <p>平成 23年 3月 11日</p> <p>自動車安全運転センター</p>													
<p>群馬県事務所長</p> 													

証明番号	000639	照合記録簿の種類	物件事故
------	--------	----------	------

様
様

資料c

ご 通 知

2012年8月13日

〒370 -

群馬県高崎市

崎 法 律 事 務 所

(TEL)

新井陣

日本興亜損害保険株式会社 代理人

弁護士 崎

弁護士 小

これで詐欺の果実をゲットした
路上刃・襲撃営業、保険金詐欺
一味、簡裁判事まで一味に含む
し集団の犯罪が未遂から既遂になっ
た。

弁護士を語る詐欺師
学校出て、資格取って、金になれば
並みの犯罪者以下、これじゃね。
犯罪者は悪い事の認識あるけど
こいつら金稼ぎだけ、人間の恥 サテ
ですね。



謹啓 高崎簡易裁判所平成24年(ハ)128号損害賠償請求事件，平成24年(ハ)第108号求賞金請求事件の件で，ご通知いたします。

平成24年8月4日，上記裁判の判決が確定しました。

したがって，判決に従い，殿は，日本興亜損害保険株式会社に対し，5万0017円及びこれに平成23年4月10日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を加えた額を支払う義務があり，また，井は，殿に対し，12万2664円を支払う義務があります。

そこで，双方の債務を相殺処理し，12万2664円から，5万0017円に判決言い渡し日(7月18日)までの遅延損害金3184円を加えた額を控除した金額6万9463円を，当方が殿にお支払いすることで処理させていただきたいと考えておりますが，いかがでしょうか。

もし，上記処理にご同意いただけるようでしたら，別紙振込口座指定書にご記入の上，ご返送くださいますようお願い致します。

以上，よろしくお願い申し上げます。

敬具

振込口座指定書

私に対する支払は今後下記口座への振込にて行うよう指定します。

記

金融機関名

支店名

口座の種類

口座番号

口座名義人

(フリガナ)

電話番号

弁護士 崎

年 月 日

ご住所

お名前

印

保険金お支払のご案内

拝啓 下記の通り、保険金のお支払手続をいたしましたので、ご案内いたします。ご案内いたします。今回のお支払内容に関しましてご不明な点等がございましたら、表面記載のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。なお、弊社にお問い合わせいただく際は、誠にさせていただきますが、表面記載の営業時間内にお願いたします。敬具

<お支払内容>

お支払手続日	平成24年 8月31日
--------	-------------

お受取人	
お支払額	69,463円
お支払方法	振込
金融機関名	み
	ハ
預金種類	普通
口座番号	22.....**
照会番号	8025927913
内訳	対物賠償保険金をお支払いしました。

平成24年 8月29日

<ご契約内容>

保険種類	カーBOX (くるまの総合保険)
証券番号	W08382546
ご契約者名	井 哲 様
車両登録番号	高崎3-0 800

<事故内容>

補償内容	対物賠償保険
事故番号	26946671
事故日	平成23年 2月20日
ご契約車両 運転者名	井 哲 様
相手車両番号	高崎5

この案内到着後1週間以上経過しても入金のない場合、表面記載のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

当り屋・保険金詐欺
犯罪確定
やっっちゃった

全体感はこんな感じですね、路上刃対策、通り魔襲撃の防戦に丸々1年半掛かりました、費用も大枚掛けました。このおかげで初期の目的の犯罪企業を廃業させるための証拠が取れました。

で、この通り魔重工一味、存亡の危険をおかして何がしたかったのでしょうか???

一円も払わずに既に当て逃げが完了していたのに。

富士重工業(株)・日本興亜損保アライアンス
黒の枢軸 / 主婦を襲う企業犯罪アライアンス

1. 一見単純で一方向的な追突事故に見えたが実は企業の市民（主婦）襲撃だった
2. 誰が見ても単なる一方向的な追突、普通は保険会社に電話して3日で修理して終わり。事故証明を見れば鮮明である。
3. では富士重工業(株)は社員に何をさせていたのか?
 - ① 自慢の衝突防止装置を社員の車に装着しフィルトテストをしていたのではないかと
やはり効かず、斜め飛び出しでそのまま追突したのか? --- 違うな
 - ② 社員に自社製品車両を襲撃させる販売促進活動をしていたのではないかと
交差点で対向車線前方から来るSUBARU車を狙い後ろからSUBARU車を押して正面衝突させれば一石二鳥、全損させれば2台売れる。
押した車は逃げるか、雇った詐欺師（弁護士が）挟まれた中央の車が悪いと主張すれば最小の費用で3台分の売り上げを稼げる。（被害者の保険会社に損を被せる）これはもう完全犯罪、立派な企業ぐるみの当り屋営業ですね。
 - ③ 現場で追突した当事者が変な発言を繰り返したのを、被害者側が聞いている。後でこの言葉の意味に合点が行くようになる。
「俺は悪くない、やっただけだ」 --- つまり、これは「俺は悪くない、会社の指示どおりの行為をやっただけだ」という意味である事が次第に判ってきた。
4. 日本興亜損保は何故富士重工業の圧力で失効した「保険をわざわざ事故後復活させた」と被害者に主張しながら、実は無関係の別の車の保険を事故を知って1ヵ月後保険法を犯して付け替えたのか。
自動車メカと保険会社の力関係、経営危機救済合併前の保険会社は自動車メカの大型需要家に逆らえない、更に既に別の黒アライアンスに対応済、今更リエンジニアも出来ない。
5. 被害者が修理費回収を断念し一応請求だけ出しておいたものを何故1ヶ月後に富士重工業(株)・日本興亜損保アライアンスが加害者に肩代わりして2度目襲ってきたのか。
“自車壊し損”のドジ社員の内部告発を恐れたのだろうか、ドジな社員からの金欲しさ故の後日の内部告発を恐れてケツ拭きでもしたんだろう。
失効保険を1ヶ月以上遡って事故発生後復活させる芸当は誰が出来るんだ。--- 自動車メカの大幹部限定で可能と同業保険業界の皆さんが被害者側に教えてくれました。
6. 弁護士を語る詐欺師は何故馬鹿な根拠のない主張をし醜態の上塗りをしたのか。
 - ① 「後ろのバンパー端に追突された側に」逆に車線変更先行車に被害者側が追突してきたと主張し始めた。おいおい、TOYOTA bBには後輪操舵やバックキックの装備は無いぜ。SUBARU DEXにはバックキック機能があるのかよ。先行車に後端から当れるかどうかガキでも判るわ。日本の車は後輪車軸より後ろを飛び出させることは構造上できない。
 - ② 調停用の追突車両の修理見積もり明細を見て仰天、当っていない、物理的に衝突で

きない損傷が過半の費用、あれま 保険会社自ら加害車両に便乗修理費の明細を加算してるわ、黒の枢軸 なかなか お馬鹿です。

- ③ 更に、こんどば事故場所が移転され西から東に走っていた車が北から南向きに走ってら、さすが悪の枢軸富士重工業(株)・日本興亜損保アライアンス 主張内容の格が違うぜ。裁判するそうだから警察から実況見分調書取ろうぜ。黒及び御馬鹿の枢軸、架空捏造が丸見え。
- ④ お、民事調停申請はなんと車の所有者も架空だぜ、わーすごい、何処の保険会社が車の所有者間違えるんだよ。これ、相手から訴訟された時かわす為の罠だろう。相手を嵌めようと言う魂胆丸見え、でもこちらはわざわざ自動車事務所に出向いて1,200 円も払って加害車両の登録事項証明書を取っているんだよね、こんな罠には嵌らないぜ。

何でもいいから、弁護士、裁判所といえればかなりの確率でパワハラが効くらしい。

いつもこれで 黒の会社 富士重工業(株)・日本興亜損保アライアンス、詐欺師 3 身一体で稼いで来たみたい。但し、今回の被害者の取巻きはそんなに甘くない、黒の企業の存在は許さない、日本の社会秩序を守ろうぜ、と言うことで担当と協議 企業犯罪 強制捜査の機会を伺う。

7. 簡易裁判所は何故事実確認をせず富士重工業(株)・日本興亜損保アライアンス・弁護士を語る詐欺師の共犯として主婦を襲撃したのか。

調停の呼出しする前に車検証と保険証、相手の身元と資格位確認しろよ、裁判所が犯罪者の手先したら駄目だろう、大丈夫かよ 犯罪者一味の簡易裁判所なんてダメじゃん。

8. 富士重工業総務部は自社 WEBSITE の明示コンプライアンス項目の履行を求めた被害者の抗議に、「WEBSITE の記載は単なる架空の宣伝、世間並みを繕う為の宣伝用、社員が社外でした行為は民事であり会社は全部無関係。」と主張。

WEBSITE のコンプライアンス項目は会社として守ることは全く無いと明確に宣言--- アチャー。

いや、地域の皆様に本格的当り屋営業するくらいだから虚偽広告くらい朝飯前だろうな。

但し、この時代 大企業の責任部門の社員がそんな暴言吐いたら御仕舞、まともな取引先は取引停止するぜ。

夢を売る車メカ、保険会社が、社員を使い、事故を装う販売促進・当たり屋営業したら事業継続困難、廃業は避けられまい。 日本の社会が正常なら 黒の枢軸会社の存在を許さないだろう。

9. 改造シャコタン、任意保険無しの車両を社員の通勤に使わせる自動車メカなど富士重工業くらいだろう。 黒の会社 富士重工業(株)・日本興亜損保アライアンス 早く廃業してくれ。

10. 皆さん危ないから富士重工業(株)・日本興亜損保アライアンスに襲撃されないよう要注意。

既にやられて泣き寝入り、我慢している人はこれを機会に両社の悪事を焙り出そうぜ。

皆協力してデータを集め黒の会社 富士重工業(株)・日本興亜損保アライアンス廃業求めて告発しましょうね。

車も、SUBARU プラント車は直に捨てたほうが安全でしょう。 クワバラ、クワバラ-----

DEX と同じ形の DAIHATSU OEM TOYOTA bB でも今回襲撃されたしな。
更に、その後発売した車の名前は仰天、そのもの、社員の営業活動を鼓舞する BRZ
そうです BUTSUKERZO(ぶつけるぞ！やろう) です。)

2012 年 01 月 04 日

富士重工業株式会社

代表取締役社長

吉永 〇〇

群馬県

企業ぐるみの犯罪の確認メールを社長宛に親展郵送すると

富士重工業(株)の主婦襲撃事件の責任

1. 背景

本件の発端は富士重工業(株) 社員の 〇〇 井 陣が従来から噂にある「富士重工業の組織的指示による販売促進のために自社製通行車両の破壊を目論んだ事案」と疎明される根拠がある。但し、襲撃者は不明な人間であり被襲撃車両を本来のターゲットである SUBARU DEX、兄弟車の TOYOTA “bB”と取違い 且つ、後処理に必要な任意保険を失効させていた。

通行中の自社製車両を交差点で後ろから追突押し出し、正面から来る自社製車両と正面衝突させ、一石二鳥で破壊 販売促進を目論むような行為は自動車産業に従事する会社が絶対に行ってはならない。

添付資料に襲撃の詳細が鮮明な立証証拠を付けて明示されている

2. 日本興亜損害保険(株) 群馬損害保険センターの賛助襲撃

〇〇 井の襲撃時、日本興亜損保の任意保険は 2010 年 12 月 21 日付の車両入替え後 30 日ルールにより事故日の 2011 年 2 月 21 日には完全に失効していた。〇〇 からの抗議により状況を把握した富士重工業(株)は会社の指示で襲撃を実行した社員を救済するため、日本興亜損害保険(株)に指示して失効保険を復活させ被害者の主婦攻撃に共同正犯として加担させた。

3. 富士重工業の対応

3.1 2011 年 3 月 20 日付「貴社従業員（自称）不具合の件」

群馬製作所 〇〇 里が自社従業員であると電話連絡してきた。

3.2 2011 年 4 月 28 日付「貴社従業員（自称）不具合の件」

無視された、その後の電話連絡も女子社員の遮断で繋がらなかった。

3.3 2011 年 5 月 28 日付「貴社従業員起因不具合の件」

無視された

3.4 2011 年 5 月 28 日付電話連絡

訪問協議を提案したが担当のシムラからの連絡で拒絶された、シムラの説明では。

① 従業員の行為に会社は全く無関係、どんな不始末も会社は知らず関与しな

と説明されていたが、もっと酷く事故から1か月後に別の車の保険を一味で付け替えていた。

い民事である。

②富士重工業㈱の IR 情報にあるコーポレートガバナンス、コンプライアンス表示は単なる架空の宣伝用であり、富士重工業㈱は如何なる責任も負わないし内容は関知しない。

という時代錯誤が甚だしい驚愕すべきものであった。

4. 当方の要求

富士重工業㈱の主婦襲撃は反社会的行動の代表例であり極めて悪質、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの欠片も無い。富士重工業㈱は衝突防止装置の宣伝をする前に自社従業員による市民襲撃を止めさせろ。

当方は 代表取締役社長 吉永 隆 氏に下記を要求する。

- 4.1 襲撃を受けた被害者への企業としての謝罪と適切な対応
- 4.2 襲撃実行者、指示者、責任者の懲罰解雇を含む厳罰とその実施結果の被害者への報告
- 4.3 被害者からの指摘に不適切な対応をした担当者責任者の懲罰とその実施結果の被害者への報告
- 4.4 反社会的行動に関する厳正な社内監査を行いその詳細報告書の提出

本件が無視され、2012年1月20日までに有効と認められる対応が実施されない場合、更なる被害者の増大を防止する目的で 事実を WEB 上に解説付きで公開するとともに、既に、配布説明・相談が完了している、放送、政治、官庁、NPO 等の活動を起動し、富士重工業㈱の反社会性を追求する。(資料は既に関係者にデータで手交済、後はブロック外待である。)

また、海外においても反社会的企業を阻止する団体に詳細内容を委ね被害者の増大を防止する対応を行う。(既に英文サイトの DRAFT は支援者が準備済である。)

以上

公表がおくれました、ゴメンナイ

ご 回 答

資料 f

平成24年1月16日

一律全否定、二重否定で全て自白する回答が来た。
これで、企業ぐるみ犯罪は全て自白確認された。
まさかわざわざ認める回答を送付してくるとは
予想外だった。それがどうした、だからどうした
という居直りな企業。企業責任回避不能

富士重工業株式会社
総務部

冠省 さて、様よりの「富士重工業(株)の主婦襲撃事件の責任」と題する書面（平成24年1月4日郵便事業株式会社受付通番350-12-67332-3号）を拝受しました。その内容について、以下ご回答します。

様は、上記書面において、当社が「組織的指示による販売促進のために自社製通行車両の破壊を目論んだ」とご主張されていますが、そのような事実は一切ございません。

また、当社について、「コーポレートガバナンスやコンプライアンスの欠片も無い」と、ご主張されていますが、このようなご主張をいただくことは甚だ心外です。

あなたの会社の総務部担当がそう断言し記録まで取られているよ。

以上のとおりですので、様からご要求のあった事項については、いずれも応じかねます。悪しからずご了承ください。

草々

2012年01月04日

日本興亜損害保険株式会社

代表取締役社長

二宮

同様に企業犯罪のループ確認を社長宛に親展で送付、会社ぐるみの裏を取ると。

これには、詐欺弁護士経由で回答が来た、従って企業ぐるみ犯罪のループ確認が出来た。企業責任回避不能

富士重工業㈱と協業した主婦襲撃事件の責任

1. 背景

本件の発端は富士重工業㈱ 社員の 井 陣が従来から噂にある「富士重工業の組織的指示による販売促進のために自社製通行車両の破壊を目論んだ事案」と疎明される根拠がある。但し、襲撃者は不明な人間であり被襲撃車両を本来のターゲットである SUBARU DEX、兄弟車の TOYOTA “bB” と取違い 且つ、後処理に必要な任意保険を失効させていた。

通行中の自社製車両ユーザを交差点で後ろから追突押出し、正面から来る自社製車両と正面衝突させ、一石二鳥で破壊 販売促進を目論むような行為は自動車産業に従事する会社が絶対に行ってはならない。

2. 日本興亜損害保険㈱ 群馬損害保険センターの襲撃

新井の襲撃時、日本興亜損保の任意保険は 2010 年 12 月 21 日付の車両入替え後 30 日ルールにより事故日の 2011 年 2 月 21 日には完全に失効していた。

この失効保険を富士重工業㈱の要請に日本興亜損害保険㈱は呼応して復活し被害者の主婦攻撃に共同正犯として加担した。

これはその時詐欺保険が説明した内容、これも実は嘘

3. 日本興亜損害保険㈱ 群馬損害保険センター及び代理店の無法行為

3.1 富士重工業㈱の襲撃、車両破壊販売促進に加担する行為

3.2 交渉のための虚偽事項を高圧的に被害者に押付する行為

3.2.1 被害者の損害拡大サービス

被害車両の修理妨害

3.2.2 失効保険、事故後復活サービス

3.2.3 事故捏造、虚偽主張押付サービス

- ① 事故状況虚偽主張 その① …… 代理店 我
- ② 事故状況虚偽主張 その② …… 群馬損保 C / 詐欺師 崎
車の衝突位置が前後逆
- ③ 事故現場、状況捏造 …… 群馬損保 C / 詐欺師 崎
事故現場 200m 移転 / 走行方向捏造

★★★ 此处までやるか、日本興亜損保 ★★★

- 3.3 自動車メーカー不始末揉消しサービス
- 3.4 他事故上乗せ便乗修理サービス
- 3.5 善意の主婦襲撃加担サービス（虚偽・無理を高圧的に押付）
- 3.6 弁護士を名乗る詐欺師起用サービス
- 3.7 加害車両所有者虚偽主張サービス
- 3.8 簡易裁判所 犯罪行為加担・共犯化起用サービス
等々

添付資料にこれらの詳細が鮮明な立証証拠を付けて明示されている。

4. 当方の要求

日本興亜損害保険㈱の主婦襲撃は反社会的行動の代表例であり極めて悪質、コーポレートガバナンスやコンプライアンスの欠片も無い。

当方は 代表取締役社長 二宮 一夫 に下記を要求する。

- 4.1 襲撃を受けた被害者への企業としての謝罪と適切な対応
- 4.2 襲撃実行者、指示者、責任者の懲罰解雇を含む厳罰とその実施結果の被害者への報告
- 4.3 監査担当に厳正な監査を行わせその詳細報告書の提出

本件が無視され、2012年1月20日までに有効と認められる対応が実施されない場合、更なる被害者の増大を防止する目的で 事実をWEB上に解説付きで公開するとともに、既に、配布説明・相談が完了している、放送、政治、官庁、NPO等の活動を起動し、日本興亜損害保険㈱の反社会性を追求する用意がある。（資料は既に関係者にデータで手交済、後はブロック外待である。）

相談に応じてくれた、あいおい損保、三井住友 及び東京海上・日動 各社の関係者は、添付資料を見た後、大声で笑い、その後 驚愕していた。曰く、「これをやって公知になると、この時代 自動車保険事業を継続できない、保険料の収受さえコンビニ決済の時代ですよ!」

以上

2012/01/10

様
様

資料 h

ご 通 知

2012年1月10日

社長宛親展」の回答、犯罪者企業一味であることの証明完了。

〒370-1

群馬県高崎市

篠崎法律事務所

新井陣

日本興亜損害保険株式会社 代理人

弁護士

崎

幸



謹啓 平成22年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、
様が所有し、様が運転する普通乗用自動車と 井陣が運転する普通乗用自動車との間で発生した交通事故（以下「本件交通事故」といいます。）の件でご通知いたします。

さて、様から、当月4日、日本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、「富士重工業（株）と協議した主婦襲撃事件の責任」と題する書面（以下「本件書面」といいます。）をご送付頂きました。
**二重否定で全て事実と告白している詐欺
事実は訴訟資料で鮮明に示されている**

本件書面の件に関します回答ですが、第1項から第3項までにお書き頂いているような事実は一切ございません。従前米ご説明いたしております通り、当社において一定のお時間を頂戴したのは、本件交通事故において保険契約が適用されるかどうかを確認するためであり、それ以外の目的はございません。

従いまして、第4項においてお書きいただいている「当方の要求」には応ずることはできません。

なお、本件交通事故につきましては、御承知のように調停も不調に終わったことから、当方より近々提訴させていただく予定であります。

当方と致しましては、今後とも、諸法令に則り、本件交通事故を適切に処理する所存ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

黒の枢軸、犯罪実行宣言・襲撃通告

- 適切に通り魔する元自動車会社
- 適切に保険金詐欺する保険会社
- 適切に詐欺を先導する詐欺師
- 適切に判決する共犯の犯事

敬具

2012年08月15日

〒100-8965

東京都千代田区霞が関3丁目7番3号
日本興亜損害保険株式会社
代表取締役社長
二宮

ご指導で、送付した、当然黙殺
これから後出し御願いしましょうね。

富士重工業(株)と協業した主婦襲撃事件の強制捜査の件
資料送付請求

添付虚偽判決により民事訴訟が収束したため、刑事責任追及に移行しました。

二宮 他を主犯とする、自動車事故を装う詐欺、保険金詐欺、有印文書偽造・行使等の官庁への被害届提出に際し、下記資料の送付請求を被疑者側に行い結果を追加提出する様指示を受けたため請求します。

尚、提出期限は8月27日(月) 宛必着としてください、送付なき場合はその旨を本請求書とともに担当窓口へ提出します。

官庁より から日本興亜損害保険株式会社への請求の事実を示せば回答が無くても十分との説明を受けています。

-記-

日本興亜損害保険株式会社が 井陣所有の自動車修理費用を支払った支払先から受領した修理費用の領収書の複写 --- 1部

(官庁担当の請求の理由：訴訟で提出された修理費用等に関する資料は全て日本興亜損害保険株式会社の社内資料であり支払いの事実を示したものが存在しないため。)

家宅搜索すると訴訟とは全く別の資料が間違いなく出ます。
司直の手
税務の手
に委ねましょう。当然「泣き寝入り」を余儀なくした弱者、無念の人々の分がジャブジャブ出てくるから、期待しましょうね。

以上

平成24年7月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 竹内

平成24年(イ)第128号 損害賠償反訴請求事件(甲事件)

平成24年(イ)第108号 求償金請求事件(乙事件)

口頭弁論終結日 平成24年6月20日

判 決

群馬県

甲 事 件 反 訴 原 告

群馬県

乙 事 件 被 告

群馬県高崎市

甲 事 件 反 訴 被 告

井

陣

東京都千代田区霞が関三丁目7番3号

乙 事 件 原 告

日本興亜損害保険株式会社

同代表者代表取締役

二 宮

上記2名訴訟代理人弁護士

崎

同訴訟復代理人弁護士

岸

主 文

- 1 甲事件反訴被告は、甲事件反訴原告に対し、12万2664円を支払え。
- 2 甲事件反訴原告のその余の請求を棄却する。
- 3 乙事件被告は、乙事件原告に対し、5万0017円及びこれに対する平成23年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 乙事件原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、甲事件に生じた費用はこれを4分し、その3を甲事件反訴原告の、その余を甲事件反訴被告の負担とし、乙事件に生じた費用はこれを5分し、その2を乙事件原告の、その余を乙事件被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。